

## 第6期 雲南市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 平成29年11月21日(火) 13:29~14:33

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(17名)

2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武	5番 神田邦昭
6番 小山益男	8番 吉廣丈晴	9番 佐藤博子	10番 三原治雄
11番 吾郷正司	12番 高橋美佐子	13番 橋本 博	14番 三島輝昭
15番 柳原昌広	16番 嘉本輝雄	17番 山本博子	18番 内部武雄
19番 加藤一郎			

4. 欠席委員(2名) 1番 錦織邦男 7番 山本裕子

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 企画官 土屋和則 統括主幹 女鹿田比文  
主幹 白築 香

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 諸報告  
日程第3 議案の上程

- ・議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第43号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第44号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は17名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第5回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番佐藤博子委員、10番三原治雄委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ「議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目は登記簿、現況ともに田が2筆と、登記簿田、現況畑が1筆で合計が2,275㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「高齢になり耕作が困難なため譲受人に譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は全部で10a当たり20,000円です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番  〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で面積は13㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「高齢になり耕作が困難なため譲受人に譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。この農地の隣が△△さん所有の農地があることから今回譲られるものです。土地代は無償で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番  〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿現況ともに畑で面積合計は278㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「高齢になり耕作が困難なため譲受人に譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。これらの農地の隣が△△さん所有の農地があることから今回譲られるものです。土地代は10a当たり300,000円で 確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号4番  〇〇町〇〇△△-△外5筆。地目は登記簿現況ともに田が5筆と畑が1筆で面積合計は4,327㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「施設に入所しており耕作は困難。また息子も県外で生活をしており帰郷の予定もなく耕作が困難なため譲受人に譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「隣家であり、これまでも管理作業等行ってきた。今回申請地を譲り受け、農業経営を拡大したい」ということです。土地代は10a当たり69,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号5番  〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿現況ともに田で面積合計は1,318㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は東京都〇〇市〇〇町の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため譲受人に譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇にある農事組合法人〇〇さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。この申請人は以前空き家付農地で農地と空き家を登録された方です。その時、この申請農地は、この法人と利用権設定があったため、空き家付農地の対象農地ではありませんでした。今回は残りの対象となっていなかった農地について処分されるものでこれまで耕作されていた法人〇〇さんが所有権移転で取得されることになったものです。土地代は無償で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号6番から8番については、以前から一時転用で残土処理として使用されて</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>いた農地です。今回処理が終わったため、3者がバラバラで点在している農地を区画整理するために所有権移転される申請です。</p> <p>申請番号6番  ○○町○○△△-△外2筆。地目は登記簿田が2筆、畑が1筆で現況はいずれも休耕中で面積合計は690.26㎡です。権利の種別は3条の交換移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は、「土地区画整理により交換する。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「土地区画整理により交換する。」ということです。土地代は無償で確認は○○委員さんです。</p> <p>申請番号7番  ○○町○○△△-△。地目は登記簿畑現況が休耕中で面積は155㎡です。権利の種別は3条の交換移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は、「土地区画整理により交換する。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「土地区画整理により交換する。」ということです。土地代は無償で確認は○○委員さんです。</p> <p>申請番号8番  ○○町○○△△-△外2筆。地目は登記簿田が2筆、畑が1筆で現況はいずれも休耕中で面積合計は2,252㎡です。譲渡人は○○町○○の□□□□さんと、○○町○○△△-△、地目は登記簿田、現況は休耕中で面積は86㎡で譲渡人は□□□□さんのお二人です。申請事由は、「土地区画整理により交換する。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「土地区画整理により交換する。」ということです。権利の種別は3条の交換移転で、土地代は無償で確認は○○委員さんです。</p> <p>申請番号9番  ○○町○○△△-△外15筆。地目は登記簿現況ともに田が13筆と、登記簿、現況ともに畑が3筆で面積の合計は15,194㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は、「高齢のため後継者に貸付けする。」ということです。借受人は、息子さんと○○町○○の△△△△さん。申請事由は、「申請地を借受け、農業経営を主宰する」ということです。農業者年金受給者で今回再設定されるものです。貸付料は親子ということで無償、確認は○○委員さんです。</p> <p>以上の案件について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上提出の案件につきまして、ご審議をお願いします。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>願いたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第43号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ「議第43号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について」説明します。</p> <p>議案書17ページ及び資料No.2をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、今年度、農地台帳により面積規模別経営農家戸数を調査した結果吉田町について下限面積を20aに変更することが可能となったためです。調査の結果吉田町について20a未満を耕作する農家が40%となったことから吉田町の下限面積を20aとするものです。この結果、下限面積を20aとするのは、加茂町、木次町及び吉田町の3町、他の3町については従来通り30aとするものです。詳細につきましては資料2をご覧ください。</p> <p>また、空き家付農地として登録している案件は変更なしで40筆の登録、空き家は10件の登録です。総会で了承されましたら同日付で告示し、平成30年1月号のいなた姫が今年12月末に配布されますのでその中での周知及びホームページでの広報としたいと考えております。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	以上について、ご審議をお願いします。
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第43号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第43号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第44号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ「議第44号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。19ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況は雑種地で申請面積は378㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で駐車区画12台分を整備されます。転用理由は、JR〇〇駅前の県道に接した長狭な土地で、車の出入りにも恵まれていることから近く立地する商業施設の駐車場として活用したいとのことです。始末書が出されており、平成3年に、この農地の山側にて、急傾斜地対策事業があり当時この農地は、仮設用地として使用され工事終了後に商業施設等が整備されたことで、この農地を駐車場として利用したいという要望をうけて駐車場として整備してしまった。とのことです。農用地区域外で確認は〇〇推進委員です。</p> <p>農地区分は、申請地から300m以内に鉄道の駅があることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は9.9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地は高所にあり参拝するのが大変で、住宅近くの申請地に移転したい。とのこと。農用地区域外で確認は〇〇委員です。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
6 番	<p>6番〇〇です。確認委員は〇〇さんで地区の農業委員は□□さんですが、今日は欠席ということで、一番近い私に話がありまして、こないだ現地へ□□さんと二人で行って見ました。今説明がありましたように、〇〇駅のすぐ近くを県道〇〇線が通っており踏切がありますが、その近くの〇〇の駐車場として利用されています。隣の家の方が土地を売却するということで、土地が一部食い込んでいるということから調べたら畑で農地じゃないかと。ところが現況は既にアスファルト舗装がされ、駐車場として利用されています。そういう状況です。事務局から説明がありましたが、昔県道の改良工事があったりとか、畑であったことは間違いじゃないですが、わからずにそのまま駐車場にされたようです。始末書を□□さんからことづかって写しを見せてもらって、私もよく事情がわかりませんので始末書を読み上げさせていただきます。申請地は、JR〇〇駅前の県道に接した畑地であり、駅前周辺は昭和40年代以降において急速に市街地化した区域の一角にあります。昭和の時代には段々畑として耕作しておりましたが、都市化の進展に合わせて、平成3年度に島根県が事業主体となって急傾斜地対策事業が進められ、畑地の大部分を収用されて現在の土留め擁壁が整備されています。残った畑地は、当事業の工事期間中は仮設用地として使用され、工事後においては畑地を県道と同一地盤に整地して返還されました。その後、平成8年には、隣接地に商業施設の〇〇が出店したことから、申請地を駐車場として利用したい要望を受けて、当方でアスファルト舗装を行ない賃貸しています。本来であれば、駐車場として賃貸借契約を履行する前に、農地転用手続きを行なうべきでありましたが、当事業を契機にして残った畑地の形状が大きく変わったことから農地としての意識が薄れ、手続きを怠ったものであります。平成12年度には、申請地の一部を県道拡幅工事により歩道整備用地として収用され、現在の面積規模となっています。農地転用制度に対して改めて認識し、早々に諸手続きを進めていきますので、取り計らい方よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。先ほどの補足説明でわかりますように、これから</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>推進委員さんが現地確認をされると、ここで補足説明ができないということですので、地元の農業委員さんできちっと推進委員さんの確認されたものでも、始末書があるぶんはきちっと内容を確認してお出かけいただきたいと思います。ここで補足説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>他に確認委員で補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第44号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第44号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第45号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ「議第45号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。3件の申請が出ております。21ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は298㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、宅地拡張でコンクリート擁壁2.4mを整備されます。転用理由は、「法面部分にコンクリート擁壁を施工し宅地として利用する」ということです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>準工業地域に指定されており土地代は10a当たり168,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は都市計画区域内で用途が指定されていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外8筆、地目は登記簿田・現況畑、面積は合計で13,525㎡です。権利の種別は賃貸借権の設定で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん外6人で借受人は株式会社△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は店舗出店です。転用理由は、「仮称〇〇雲南店の出店の為ということです。転用計画として店舗5,086㎡、駐車区画、293台分を整備されます。年間借地料は10a当たり1,110,000円で、10aを超えることから〇〇委員及び〇〇委員さん2名の委員さんに確認して頂いております。農地区分は、近隣商業地域に指定されていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。こちらの案件は昨年7月に別の会社の方で許可申請が出ておりました。そちらの方は今年の2月に取り消し願いが出ておまして、それについて許可の取り消しを行っているところであります。なお、本案件につきましては、30aを超える案件であることから島根県農業会議の常設審議委員会に諮問を行うものです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況とも畑、面積は691㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は□□理事長□□□□です。転用目的は宅地造成で、住宅2区画を整備されます。転用理由は、「雲南市からの依頼に基づき都市再生整備事業に係る支障移転住宅の代替宅地を造成する。」ということです。近隣商業地域に指定されており、土地代は10a当たり21,000,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分は近隣商業地域に指定されていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>以上3件についてご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番〇〇です。先ほど2番目につきまして、1,000㎡を超えておまして、わたくし〇〇と〇〇委員とで確認させていただきました。内容につきましては、事務局の方から説明がありました通りでありまして、わたくしから特段内容等について補足することはありません。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他、補足説明はありませんか。</p> <p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第45号 農地法第5条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号1番と3番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第45号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号1番と3番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第45号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書24ページをご覧ください。「議第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。25ページをご覧ください。</p> <p>設定件数として47件の申請が出ています。申出件数としては〇〇町1件、〇〇町3件、〇〇町5件、〇〇町38件の貸手農家47戸、借手農家数4戸。こちらの方はそれぞれ個人さん、あるいは〇〇町の3件の案件と吉田町の38件の案件につきましては、中間管理機構が借り受けるものでございます。〇〇町の3件については地元の法人〇〇さん、〇〇町の38件については地元の法人、〇〇さんが借入の予定です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>〇〇町の38件については、今年度土地改良法の改正により中間管理機構関連農地整備事業という整備事業、圃場整備を計画されているものであります。これは、本人の申請ではなく、まず中間管理機構に預けられてその中間管理機構の中間管理権の設定で土地改良に同意したとみなされて土地改良が始まるというものになっております。中間管理権は設定が20年、こちらの方20年1か月となっておりますが、20年以上の管理権の設定と、工事区域については100%中間管理機構に預け入れるということが要件となっております。地元負担はなく、国と都道府県が費用負担するというものであります。〇〇さんにつきましては、これまでも集積を相対でしておられて、現在24haの利用権設定があったところです。今月のところで解約の手続きをされております。最初の諸報告の中で出ていますが、解約の手続きについては、そちらの方でご確認いただきたいと思っております。それまでのところで24haの集積をされておりました。その土地改良にあわせて、目標は28haの集積という計画を持っておられます。この度38件の契約の申し出が出ておりますが、相続等でもう少し時間がかかるものがありまして、また次月のところでいくらか出てくる予定と聞いております。こちらの方もいったん解約して中間管理機構に20年以上の賃貸借契約で借り換えをするというところが条件になっておりまして、そのような手続きをとっているというものであります。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えております。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時30分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初は大東町のほう。</p>
14番	<p>14番〇〇です〇〇町は□□□□さんの方から出ております。全体面積で125㎡のものですが、昔親同士が付き合っており貸し借りしてそのままの土地があつて、かなり高齢になったためにきちんと登記し渡そうと思ったんですが、出す土地が大東町の下限の面積が30aであり、この地区全体を法人で借り受けている状態で、今回いい方法ではありませんが、法人の方に貸すというかたちをとりたいということです。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に〇〇町のほうをお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
16番	16番〇〇です。事務局から説明がありましたように、〇〇の〇〇という法人が耕作するというございまして、いずれも妥当という判断をいたしましたのでよろしくお願ひします。
議 長	次に〇〇町お願ひします。
15番	15番〇〇です。〇〇町妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。
議 長	次に〇〇町お願ひします。
3番	3番〇〇です。〇〇町38件、事務局の方から説明があつたところです。大変長い期間20年作られるわけですが成功してお手本になればいいという感じですが。また今日〇〇委員欠席ですが異論はないということですのでよろしくご審議のほどお願ひします。
議 長	ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございせんか。  (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございせんか。  (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございせんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よつて、「議第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。 一同互礼。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ご着席ください。</p> <p>次にその他事項に入ります。</p> <p><b>【その他事項】</b></p> <p>(1) 平成29年度農地利用状況調査結果について</p> <p>(2) 遊休農地の利用意向調査について</p> <p>(3) 利用権設定の終期通知について</p> <p>(4) 平成29年度農業委員会視察研修経費精算書について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_